

高年齢者雇用安定助成金 (高年齢者活用促進コース) 活用事例集

※中小企業(助成率2/3)の場合の事例となります



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

※掲載した事例と同一の設備であっても、事業所の状況等により、高年齢者雇用安定助成金の支給対象とならない場合があります(設備を特定した助成金ではありません。)

事例① 新分野への進出

飲食サービス業（食堂・レストラン）

【1.現状・問題点】

・夜の時間帯の勤務であり、注文品の配膳やテーブルの片付け等の業務は、**高齢従業員**にとって体力面で負担となっており、退職する者も発生している。

【2.取組内容】

高年齢者活用
促進措置

・新店舗を設置し、新たに弁当・惣菜の**テイクアウト販売事業**（小売業）を開始し、**高齢従業員**の知識・経験を活かした職場を創出する。

【3.取組の効果】

・**高齢従業員**向けの新たな職場を創出することにより、日中の勤務が可能となり、**高齢従業員**の継続雇用が可能となった。

(A) 助成金の対象となる経費

・ 店舗賃借料(6か月分)	120万円
・ 冷蔵ショーケース購入費	40万円
・ 厨房機器一式購入費	260万円
対象経費の合計	420万円

※**420万円の2/3 = 280万円**・・・①

(B) 措置の対象となる被保険者

新たに創出された**テイクアウト販売事業**で就労する、

・1年以上雇用される60歳以上の被保険者数
= **5人**

・1年未満の60歳以上の被保険者数 = **4人**

※ **9人 × 20万円 = 180万円**・・・②

(C) 支給額

・ ①と②のうち、少ない方の金額 = ②

※**支給額：180万円**

[建設、製造、医療、保育、介護の分野(以下「特定分野」)に係る事業を営む事業主又は65歳以上の高年齢者(高年齢継続被保険者)の雇用割合が4%以上の事業所の場合、(B)の単価20万円が30万円となります。]

事例② 職務の再設計

飲食サービス業（施設給食業）

【1.現状・問題点】

- ・学校や病院等各給食受託先施設において、調理をしている。
- ・**高齢従業員**は、各施設へ給食材料等を配送する業務を担当しており、重い荷物を運ばなければならない、足や腰への負担が大きい。

【2.取組内容】

高年齢者活用
促進措置

- ・各施設において行っていた高齢従業員に向く野菜のカット作業を切り出し集約して行うための**野菜加工作業所**を新設し、配送担当の**高齢従業員**を配置する。
- また、作業所には、野菜カッター機を導入して**高齢従業員**の職務を創出する。

【3.取組の効果】

- ・身体的負担のある配送業務から配置転換し、**高齢従業員**に向く野菜カット作業を切り出すことにより、**高齢従業員**の職務を創出した。

(A) 助成金の対象となる経費

- ・ 作業所賃借料(6か月分) 80万円
 - ・ 野菜カッター購入費 400万円
- 対象経費の合計 **480万円**

※ **480万円の2/3 = 320万円…①**

(B) 措置の対象となる被保険者

新たに創出された**野菜加工作業所**で就労する、

- ・1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 10人
- ・1年未満の60歳以上の被保険者数 = 5人

※ **15人 × 20万円 = 300万円…②**

(C) 支給額

- ・ ①と②のうち、少ない方の金額 = ②

※ **支給額 : 300万円**

[特定分野に係る事業を営む事業主又は65歳以上の高年齢者(高年齢継続被保険者)の雇用割合が4%以上の事業所の場合、(B)の単価20万円が30万円となります。]

事例③ 機械設備の導入・改善（1）

設備工事業（電気工事部門）

【1.現状・問題点】

・**電気工事部門**において、電線ドラム（約50kg）を軽トラックに積み降ろしの際、**高齢従業員**にとって、足腰や上半身への負担が大きい。

【2.取組内容】

高年齢者活用
促進措置

・トラックの後部に、垂直昇降式荷役省力装置を設置導入する。

【3.取組の効果】

・重量物運搬作業における、**高齢従業員**の身体的負担（足腰、上半身）を軽減することにより、作業を容易にし、当該部門で継続して就労することができる。

(A) 助成金の対象となる経費

・ 垂直昇降式ゲートの購入費	45万円
・ ゲート取付工事費	9万円
対象経費の合計	54万円

※ **54万円の2/3 = 36万円**…①

(B) 措置の対象となる被保険者

・ **電気工事部門**で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = **2人**

※ **2人 × 30万円 = 60万円**…②

(C) 支給額

・ ①と②のうち、少ない方の金額 = ①

※ **支給額：36万円**

事例④ 機械設備の導入・改善（2）

建設業（土木工事部門）

【1.現状・問題点】

・**土木工事部門**において、大型機械が入れない小規模現場等での掘削作業をツルハシ・スコップ等により手作業で行っている（大型機械のみ所有）ため、**高齢従業員**にとって腕や腰の身体的負担が大きい。

【2.取組内容】

高年齢者活用
促進措置

・ミニバックホー（ドラグショベル）を導入し、**高齢従業員**の身体的負担を軽減する。

【3.取組の効果】

・**高齢従業員**の身体的負担を軽減することにより、職業能力を十分発揮できるようになった。

(A) 助成金の対象となる経費

・ミニバックホー購入費	270万円
対象経費の合計	270万円

※270万円の2/3 = **180万円**…①

(B) 措置の対象となる被保険者

・**土木工事部門**で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = **2人**

※ 2人 × 30万円 = **60万円**…②

(C) 支給額

・①と②のうち、少ない方の金額 = ②

※**支給額：60万円**

事例⑤ 作業方法の改善

印刷業（製版）

【1.現状・問題点】

・注文・版下作成、フィルム焼付け、製版、出荷業務の注意力を要する専門的な工程をそれぞれ**高齢従業員**が担っている。

【2.取組内容】

高年齢者活用 促進措置

・コンサルタントとの相談を実施して、製版部門の仕事を洗い出し、各工程別に整理し、作業単位毎にマニュアルを作成することにより、作業全体の標準化が行われ、**高齢従業員**の職業能力を十分発揮できるようにする。
・高齢従業員向けにマニュアルの説明会を実施する。

【3.取組の効果】

・作業を標準化することにより**高齢従業員**の判断力・注意力の低下を補完し、ノウハウを引き続き活用でき、長年培った技術の伝承が図られた。

(A) 助成金の対象となる経費

・作業手順書の作成(コンサルタントとの相談) 50万円
・高齢従業員向け説明会 10万円
対象経費の合計 **50万円**(注)

(注)コンサルタント経費の上限である50万円となります。

※**50万円の2/3 = 33.3万円**…①

(B) 措置の対象となる被保険者

・**製版部門**で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 4人

※ **4人 × 30万円 = 120万円**…②

(C) 支給額

・①と②のうち、少ない方の金額 = ①

※**支給額：33.3万円**

事例⑥ 作業環境の改善（1）

自動車整備業

【1.現状・問題点】

- ・**塗装工程**において**高齢従業員**の視力の低下を補うため、更なる照度が必要である。
- ・高温が発生する機器周辺は40度を超える作業環境となっており、**高齢従業員**の負担となっている。

【2.取組内容】

高年齢者活用
促進措置

- ・**高齢従業員**の作業場に、移動式照明を新設し、照度を上げる。
- ・高温が発生する機器周辺の**高齢従業員**の作業場所に、スポットクーラーを導入する。

【3.取組の効果】

- ・照度及び室温を改善することにより、**高齢従業員**の作業負担を軽減するとともに、職業能力を十分発揮できる作業環境を確保した。

(A) 助成金の対象となる経費

・ 移動式照明購入・設置費	120万円
・ スポットクーラー購入費	30万円
対象経費の合計	150万円

※150万円の2/3 = **100万円**…①

(B) 措置の対象となる被保険者

- ・ **塗装工程**で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = **6人**

※ **6人** × 30万円 = **180万円**…②

(C) 支給額

- ・ ①と②のうち、少ない方の金額 = ①

※**支給額：100万円**

事例⑦ 作業環境の改善（2）

宿泊業（旅館・ホテル）

【1.現状・問題点】

・**調理部門**において、厨房内の床面に段差があり、かつ滑りやすいため、筋力の低下によりつまづきやすい**高齢従業員**にとって、足元に注意しながらの作業が負担となっている。

【2.取組内容】

高年齢者活用
促進措置

・厨房内の床面をフラット化する工事と、高齢従業員の作業する範囲の床面に滑り止め塗装工事を実施し、**高齢従業員**の作業環境を改善する。

【3.取組の効果】

・厨房内の床面を改善し、**高齢従業員**の作業負担を軽減することにより、職業能力を発揮できるようになった。

(A) 助成金の対象となる経費

・ 床面フラット化工事費 100万円
・ 床面滑り止め工事費 80万円
対象経費の合計 **180万円**

※180万円の2/3 = **120万円**…①

(B) 措置の対象となる被保険者

・ **調理部門**で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 7人
※ 7人 × 30万円 = **210万円**…②

(C) 支給額

・ ①と②のうち、少ない方の金額 = ①

※支給額：**120万円**

事例⑧ 雇用管理制度の導入・改善

製造業（繊維工業）

【1.現状・問題点】

・**化繊工場**での勤務は立ち仕事での作業が中心となっており、60歳**定年後の再雇用者**の中にはフルタイム勤務が負担となっている者がいる。

【2.取組内容】

高年齢者活用 促進措置

・**定年後の再雇用者**の労働条件を見直し、雇用形態の多様化を図るため、短時間勤務制度（シフト管理制度）を導入し、希望する者については短時間勤務を可能とする（専門家に委託して中高年齢従業員に対する調査を実施し、労働条件に関するニーズを把握して、制度設計をする。）。

【3.取組の効果】

・定年後は労働時間を選択することが可能となり、**定年後の再雇用者**のニーズや生活設計に合った多様な働き方が可能となった。

(A) 助成金の対象となる経費

・**専門家委託費**（短時間勤務制度導入）45万円
対象経費の合計 **45万円**
※ **45万円の2/3 = 30万円…①**

(B) 措置の対象となる被保険者

・**化繊工場**で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 8人
※ **8人 × 30万円 = 240万円…②**

(C) 支給額

・①と②のうち、少ない方の金額 = ①
※ **支給額：30万円**

事例⑨ 健康管理制度の導入

建設業（総合工事業）

【1.現状・問題点】

・事業主に義務付けられた法定の健康診断は実施しているが、生活習慣病予防等は従業員自身の健康管理に委ねている。
高齢従業員が健康に働き続けるため、意識的に健康管理に取り組めるような制度の導入が必要である。

【2.取組内容】

高年齢者活用 促進措置

・**高齢従業員**を対象に、法定の健康診断に併せて生活習慣病検診を実施する制度を導入する。

【3.取組の効果】

・継続的に健康状態を把握し、生活習慣病の予防について必要な指導を実施することにより、**高齢従業員**が健康に働き続けるための環境を整えることができた。また、**高齢従業員**の健康管理への意識を高めることができた。

(A) 助成金の対象となる経費

・ 専門家委託費(健康管理制度導入) 10万円
・ みなし費用 30万円
対象経費の合計 **30万円**

(注)委託費の実費に関わらず30万円のみとなります。

※**30万円の2/3 = 20万円…①**

(B) 措置の対象となる被保険者

・ **企業全体**で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 1人

※ **1人 × 30万円 = 30万円…②**

(C) 支給額

・ ①と②のうち、少ない方の金額 = ①

※**支給額：20万円**

[特定分野に係る事業を営む事業主以外で、65歳以上の高年齢者(高年齢継続被保険者)の雇用割合が4%未満の事業所の場合、(B)の単価30万円が20万円となります。]

事例⑩ 定年の引上げ等（１）

事業サービス業（建物サービス業）

【1.現状・問題点】

・現在、**企業全体**で定年60歳、希望者全員65歳まで継続雇用する制度を実施しているが、経験・知識の豊富な**高齢従業員**には年齢にかかわらず働き続けてほしい。

【2.取組内容】

高年齢者活用
促進措置

・就業規則を改正し、定年は60歳のままで、希望者全員70歳まで継続雇用する制度を導入する。

【3.取組の効果】

・70歳まで働ける条件整備を行うことにより、**高齢従業員**の経験・知識を活かせるとともに、労働力の確保が可能となった。

(A) 助成金の対象となる経費

・ 専門家委託費(就業規則改正) 15万円
対象経費の合計 **15万円**
※15万円の2/3 = **10万円**…①

(B) 措置の対象となる被保険者

・ **企業全体**で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 16人
※ 16人 × 20万円 = **320万円**…②

(C) 支給額

・ ①と②のうち、少ない方の金額 = ①
※支給額：**10万円**

〔特定分野に係る事業を営む事業主又は65歳以上の高年齢者(高年齢継続被保険者)の雇用割合が4%以上の事業所の場合、(B)の単価20万円が30万円となります。〕

事例⑪ 定年の引上げ等（2）

【法定超（66歳以上）の雇用制度の実施によるみなし費用100万円が適用される場合】

道路旅客運送業

【1.現状・問題点】

・現在、**企業全体**で定年65歳を実施しているが、**高齢従業員**から定年後も継続勤務の希望が多い。また、経験豊富な**高齢従業員**には年齢に関わりなく勤務してほしい。

【2.取組内容】

高年齢者活用
促進措置

・就業規則を改正し、定年65歳及び希望者全員70歳まで継続雇用する制度を、新たに導入する。【法定超（66歳以上）の雇用制度の実施】

【3.取組の効果】

・70歳まで働ける条件整備を行うことにより、**高齢従業員**の職業経験を活かせるとともに、労働力の確保が可能となった。

(A) 助成金の対象となる経費

- ・ 専門家委託費(就業規則改正) 10万円
- ・ みなし費用 100万円

対象経費の合計 **100万円**(注)

(注)委託費の実費に関わらず100万円のみとなります。

※100万円の2/3 = **66万6千円**・・・①

(B) 措置の対象となる被保険者

- ・ **企業全体**で就労する、1年以上雇用される60歳以上の被保険者数 = 10人

※ 10人 × 20万円 = **200万円**・・・②

(C) 支給額

- ・ ①と②のうち、少ない方の金額 = ①

※支給額：**66万6千円**

[特定分野に係る事業を営む事業主又は65歳以上の高年齢者(高年齢継続被保険者)の雇用割合が4%以上の事業所の場合、(B)の単価20万円が30万円となります。]